

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	鈴 木 いくお
同	大 矢 敏 子

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
8	41	債権管理課	指摘	第1号様式の改訂を行うとともに、所管課は債権の届出事務において同様式による未納明細を適切に作成しなければならない。	平成28年4月1日付けで「船橋市非強制徴収公債権及び私債権に関する事務取扱要綱」を現行の実務に合わせるために入部改正し、全ての債権に適用となる「船橋市債権管理に関する事務取扱要領」を制定した。
46	82	税務課 (旧・納税課)	指摘	起案文書の管理に係る取扱いは、文書管理規程第41条に定められている。このため、決裁伺書と関連資料は同一の簿冊として管理する必要があり、不納欠損処分書の簿冊管理を徹底する必要がある。 また、納税義務者ごとの不納欠損理由を明確にするため、不納欠損処分書は原則として納税義務者ごとに作成する必要があると考える。なお、不納欠損処分の件数が膨大になり、不納欠損処分書を納税義務者ごとに作成することが実務的でない場合は、合計額によって記載する現状の運用も許容できると判断されるが、少なくとも納税義務者、不納欠損金額、不納欠損理由をまとめた明細を作成し、財務規則第52条に従った不納欠損処分が実施されていることを疎明できる資料を添付する必要があると判断される。	税務システムをオープン化したことにより、予算会計規則に沿った形で不納欠損調書を作成し、かつ納税義務者ごとに不納欠損金額、不納欠損理由をまとめた不納欠損処分調書も作成、添付している。 平成28年4月
48	84	税務課 (旧・納税課)	指摘	収入未済金がある場合には、収入未済額縁越内訳書を作成する必要がある。	税務システムをオープン化したことにより、予算会計規則に沿った形で作成する収入未済額通知書が、収入未済額縁越金内訳書となっている。 平成28年4月
115	172	都市整備課	指摘	履行延期の特約等は、債権管理条例施行規則第11条第1項による「債務の承認・納付誓約書」(第3号様式)の返済計画に基づいて回収が行われる事から、返済方法を変更しているのであれば、改めて債務者から「債務の承認・納付誓約書」の提出を求めなければならない。	当該債権について、平成28年3月に、債権管理課と協議のうえ債権管理条例に基づき債権放棄を行った。
124	186	住宅政策課	指摘	連帯保証人に対する連帯保証債務の履行要請に関する規定は、滞納整理要綱第6条に定められており、連帯保証人への履行協力要請を行ったにもかかわらず、滞納者から納付がなく、滞納家賃が6ヶ月となった場合は、「連帯保証債務通知書」(第7号様式)に基づき、連帯保証人への連帯保証債務の履行要請をしなければならないとされている。 従って、連帯保証人への連帯保証債務の履行要請は適切に行われる必要がある。	平成27年11月に既存の滞納整理に係る要綱を船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱と改め、以下の対応を行っている。 (対応) 滞納家賃が3ヶ月分となった滞納者に対し、同要綱第6条第1項に基づき呼出を行い、滞納者が期限までに来庁しなかつた場合は、同要綱第6条第2項(2)に基づき、連帯保証債務通知書により連帯保証人へ連帯保証債務の履行を求めていく。
142	210	医療センター	指摘	現在定められている医療センター債権管理規程及び対応マニュアル等について、それぞれの内容を今一度精査し、内容に重複や矛盾がないように再検討しなければならない。 なお、医療センターは平成25年10月に、債務者が診療費等の納期の延長又は分納を申請する場合の書類が病院事業規程第8条に定める「診療費等納期延長等申請書」と医療センター債権管理規程第9条の定める「債務の承認及び納付誓約書」が重複しているため、減免については前者、延長及び分納については後者を用いるように規定の内容を見直している。これに続き、更なる規定の見直しを行っていただきたい。	船橋市立医療センター未収金マニュアルの整備を平成28年4月1日で行った。
147	215	医療センター	指摘	債権管理台帳は、医療センター債権管理規程第3条に定める項目を整備する必要がある。また、規程等を整備し、記載内容が重複する債権管理台帳がないように、今一度検討する必要ある。	船橋市立医療センター未収金マニュアルの整備を平成28年4月1日で行った。